

## 実質化された人・農地プラン

注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
大仙市	神岡地区（金葛、蒲、福島、宮田、上高野、大浦、神宮寺、八石、戸月、宇船、北檜岡、高花、高屋敷）	令和3年2月19日	令和5年3月16日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	1,518.6ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	997.8ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	254.3ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	169.1ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	85.2ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	153.9ha
（備考）	

注1：③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手の確保・育成</li> <li>・分散錯圃の解消</li> <li>・耕作放棄地の解消</li> </ul>
---

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

宮田・福島地域については、中心経営体である3法人をはじめ認定農業者1経営体が担っていく。
宮田・福島地域を除く神岡地区については、地区全域の中心経営体である認定農業者、認定新規就農者82経営体が担うほか、近隣地域の入作を希望する法人、認定農業者を受け入れることにより対応していく。
高屋敷圃場整備区域については、中心経営体である3法人が担っていく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向				
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲		
認農	非公表	水稲・牧草	12.0	ha	水稲・牧草	15.0	ha	神岡地区
認農		水稲・畜産	9.6	ha	水稲・畜産	12.5	ha	神岡地区
認農		水稲・大豆	4.5	ha	水稲・大豆	6.4	ha	神岡地区
認農		水稲・牧草	6.8	ha	水稲・牧草	7.6	ha	神岡地区
認農		水稲	4.8	ha	水稲	8.0	ha	神岡地区
認農		水稲・牧草	5.4	ha	水稲・牧草	6.5	ha	神岡地区
認農		水稲・花き	1.2	ha	水稲・野菜	7.0	ha	神岡地区
認農法		水稲・大豆	84.4	ha	水稲・大豆	79.0	ha	神岡地区全域・高麗敷ほ場整備区域
認農		水稲	8.2	ha	水稲	9.0	ha	神岡地区
認農		水稲・畜産	34.8	ha	水稲・畜産	35.0	ha	神岡地区、宮田・福島
認農		水稲	12.2	ha	水稲	14.0	ha	神岡地区
認農		水稲	10.4	ha	水稲	12.0	ha	神岡地区
認農		水稲	21.8	ha	水稲	25.0	ha	神岡地区
認農		水稲	6.6	ha	水稲	9.0	ha	神岡地区
認農		水稲・野菜	4.4	ha	水稲・野菜	6.9	ha	神岡地区
認農		水稲	7.7	ha	水稲	10.0	ha	神岡地区
認農法		果樹	4.0	ha	果樹	4.4	ha	神岡地区
		果樹	0.5	ha	果樹	0.5	ha	神岡地区
認農法		水稲・野菜	11.5	ha	水稲・野菜	15.0	ha	神岡地区、宮田・福島
		野菜	0.3	ha	水稲・野菜	5.0	ha	神岡地区
認農		水稲・畜産	3.4	ha	水稲・畜産	10.0	ha	神岡地区
認農		水稲	19.3	ha	水稲	20.0	ha	神岡地区
認農		水稲・畜産	7.6	ha	水稲・畜産	9.0	ha	神岡地区
認農		水稲	2.9	ha	水稲	10.9	ha	神岡地区
認農		水稲	6.0	ha	水稲	9.0	ha	神岡地区
認農		水稲	8.4	ha	水稲	9.0	ha	神岡地区
認農		水稲	13.1	ha	水稲	14.0	ha	神岡地区
認農法		水稲	15.3	ha	水稲・野菜・果樹	20.5	ha	神岡地区
認農法		水稲	14.3	ha	水稲	15.0	ha	神岡地区
認農		水稲・畜産	12.6	ha	水稲・畜産	15.0	ha	神岡地区
認農		水稲	3.9	ha	水稲	5.0	ha	神岡地区
認農		水稲・野菜	13.9	ha	水稲・野菜	17.0	ha	神岡地区
認農		水稲・果樹	2.8	ha	水稲・果樹	5.0	ha	神岡地区
認農法		水稲	104.0	ha	水稲	110.0	ha	神岡地区、宮田・福島
認農		水稲・野菜	4.8	ha	水稲・野菜	8.9	ha	神岡地区
認農		水稲	22.0	ha	水稲	31.0	ha	神岡地区
認農		水稲	13.7	ha	水稲	16.0	ha	神岡地区
認農		畜産・牧草	8.4	ha	畜産・牧草	10.0	ha	神岡地区
認農		水稲	14.4	ha	水稲	18.0	ha	神岡地区
認農		水稲・畜産	10.9	ha	水稲・畜産	12.5	ha	神岡地区
認農	水稲	11.8	ha	水稲	15.0	ha	神岡地区	
認農	水稲・野菜	8.3	ha	水稲・野菜	8.8	ha	神岡地区	
認農	水稲・そば	14.3	ha	水稲・そば	18.0	ha	神岡地区	
認農	水稲	17.3	ha	水稲	20.0	ha	神岡地区	
認農	水稲・畜産	5.5	ha	水稲・畜産	8.0	ha	神岡地区	
認農	水稲	11.2	ha	水稲	15.0	ha	神岡地区	

認農		水稻・畜産	5.2	ha	水稻・大豆	11.2	ha	神岡地区
認農法		水稻・野菜	24.9	ha	水稻・野菜	40.0	ha	神岡地区
認農		水稻・牧草	6.0	ha	水稻・牧草	9.0	ha	神岡地区
認農		水稻・牧草	3.5	ha	水稻・牧草	5.0	ha	神岡地区
認農		水稻	1.4	ha	水稻	2.0	ha	神岡地区
認農法		水稻	2.0	ha	水稻	3.0	ha	神岡地区
認農法		水稻	9.1	ha	水稻	11.0	ha	神岡地区
認農		水稻	15.8	ha	水稻	12.0	ha	神岡地区
認農		水稻	4.1	ha	水稻	5.0	ha	神岡地区
認農		水稻・真菰	5.1	ha	水稻・真菰	6.0	ha	神岡地区
認農		水稻	1.5	ha	水稻	2.0	ha	神岡地区
認農		水稻	7.9	ha	水稻	8.3	ha	神岡地区
		水稻・野菜	5.7	ha	水稻・野菜	6.0	ha	神岡地区
認農		水稻	4.3	ha	水稻	6.0	ha	神岡地区
		果樹	0.1	ha	果樹	0.2	ha	神岡地区
認農		水稻	3.7	ha	水稻	7.0	ha	神岡地区
認農		水稻	6.3	ha	水稻	6.0	ha	神岡地区
認農		水稻、野菜	0.8	ha	水稻、野菜	1.0	ha	神岡地区
認農		水稻、花き	1.1	ha	水稻、花き	2.0	ha	神岡地区
認農		水稻	5.8	ha	水稻	8.0	ha	神岡地区
認就		水稻、花き	13.0	ha	水稻、花き	11.0	ha	神岡地区
認就		畜産・牧草	0.6	ha	畜産・牧草	0.6	ha	神岡地区
認農法		水稻	41.4	ha	水稻	43.2	ha	高屋敷圃場整備区域
認農法		水稻	8.7	ha	水稻	9.0	ha	高屋敷圃場整備区域
集		水稻、飼料	12.9	ha	水稻、飼料	12.0	ha	神岡地区
認農			2.2	ha	水稻	2.2	ha	神岡地区
認農			2.7	ha	水稻、牧草	2.7	ha	神岡地区
		水稻	3.8	ha	水稻	4.5	ha	神岡地区
認就		施設・露地野菜	0.4	ha	施設・露地野菜	0.4	ha	神岡地区
認就		農業研修生	0.0	ha	花き	0.4	ha	神岡地区
計	76		821.2	ha		975.1	ha	

非公表

注1：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

認定農業者の後継者の就農と女性農業者の育成、定年退職者の就農を推進する中で地域農業の活性化を図る。

人手不足への対応策として、水路の浚渫等については、離農農家も含め出役し、地域内農業用施設の管理を行う。また、規模縮小農家に対しても、一部草刈りや水管理等の作業を依頼する。

機械・施設の取得が個別の経営体では難しい場合にその所有者との間で共同利用を行うなど、お互いの強みを生かした連携の仕組みを神岡地区全体で考えていく。

中間管理機構の活用について、現在圃場整備が進んでいる宮田・福島地域については既存の法人と新たに設立予定の法人を中心とし、中心経営体である認定農業者に機構を通して貸付を進めていく。  
神岡地域全体においても、農地中間管理機構の制度を有効活用し分散錯圃を解消し、利便性の向上と農業経営の効率化、安定化を目指し中心経営体への貸付を進めていく。

（参考） 農地の貸付け等の意向（任意記載事項）

農地の所在（地番）	貸付け等の区分（㎡）		
	貸付け	作業委託	売渡

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

（留意事項）

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。